

は　じ　め　に

私たち日本人は、戦後の高度経済成長を通じて経済大国となりましたが、その一方で国土は開発によって大きく変貌しました。その過程で、かつては私たちのまわりにふつうにみられた生き物が、姿を消していきました。福岡県でも、メダカやトノサマガエル、ハイケボタルやニホンイシガメなど、かつての普通種が今や希少種となっています。このような種の減少は、伝統的な農村景観の消失や里山の荒廃とともに生じている変化です。いわば、子供のころに慣れ親しんだ「ふるさとの自然」が失われるなかで、多くの生き物も姿を消しています。一方で、イノシシやキュウシュウジカなど、かつては狩猟によって低密度に抑えられていた動物が急増し、農林業被害を発生させるとともに、森林の林床植生を消失させ、希少種を含む他の動植物の生息地を消失させています。同様な変化が世界中で起きており、「生物多様性損失」として国際問題となっています。このため、2010年に名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議では、「自然共生社会」(Society in harmony with nature)という日本が提案した社会像が、国際的に支持され、そのモデルとしてSatoyamaという日本語が国際的に注目を集めています。また、2022年に開催された生物多様性条約第15回締約国会議では、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」において2030年までの新たな国際目標が合意され、「自然共生社会」というビジョンを引き継いだ「ネイチャーポジティブ」な社会を実現するために、世界各国でさまざまな努力が続けられています。

このような状況を背景として、福岡県では「福岡県レッドデータブック2011」「福岡県レッドデータブック2014」を出版し、絶滅のおそれのある植物群落・生物種を選定して、その保全の重要性を指摘しました。今回出版するのはこれらを改訂した最新版であり、最新の調査結果にもとづいて絶滅のおそれのある種を選定したものです。本書をもとに、これらの種の保全に寄与し、さらにこれらの種の生息場所となっている森林や湿地などの生態系の保全に寄与する対策を進める必要があります。また、これらの種や生態系の保全をめざす県民の取組みがさらに活発なものとなることを期待します。

令和7(2025)年3月

福岡県希少野生生物保護検討会議
会長 矢原 徹一

福岡県レッドデータブック2024の概要

■ 改訂の経緯

レッドデータブック（略称RDB）とは、絶滅のおそれのある野生生物を選定したリスト（レッドリスト；略称RL）およびその生息状況などをまとめた報告書であり、生物多様性の保全を図るために基礎資料として重要な役割を担っている。

国際的には、国際自然保護連合（IUCN：International Union for Conservation of Nature and Natural Resources）により、1966年に初めて作成された。その際、最も危機的なカテゴリーに選ばれた生物の解説が赤い用紙に印刷されていたことから、レッドデータブックと呼ばれた。その後IUCNからは順次改訂版が発行され、現在ではIUCN絶滅危惧種レッドリストとして毎年更新されている。

国内においては、1989年に発行された維管束植物を対象とした「我が国における保護上重要な植物種の現状」（我が国における保護上重要な植物種及び群落に関する研究委員会種分科会、1989）が最初のレッドデータブックであり、1991年には環境省（当時は環境庁）により動物編のレッドデータブックが発行された。その後、環境省によるレッドデータブックおよびレッドリストの見直し・取りまとめ作業が数回行われており、2024年10月時点における最新の環境省レッドデータブックは第4次レッドリスト（2012, 2013）について解説した「レッドデータブック2014」、最新の環境省レッドリストは第4次レッドリストの改訂版である「レッドリスト2020」となっている。

国内に生息する野生生物を対象とした環境省版レッドデータブック・レッドリストとともに、地方版レッドデータブック・レッドリストが作成されており、現在、全ての都道府県においてレッドデータブックまたはレッドリストが公表されている。

福岡県では、最初のレッドデータブックとして、平成13（2001）年3月に「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2001－」を発行した。その後、改訂版として、植物群落、植物、哺乳類、鳥類については平成23（2011）年11月に「福岡県レッドデータブック2011」、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、貝類、甲殻類その他、クモ形類等については平成26（2014）8月に「福岡県レッドデータブック2014」（以下この2冊のレッドデータブックをまとめて「福岡県レッドデータブック2011・2014」という。）を発行した。環境省では、10年でレッドデータブックの改訂を行っており、各都道府県においても、5～10年で見直しを行っているところが多い。本県でも、福岡県レッドデータブック2011・2014が刊行されてから10年が経過し、生息状況や生息環境などに変化が生じた掲載種が様々な分類群で確認されていること、また、県内で新たに生息が確認された希少種なども存在することから、今回、掲載種の見直し・取りまとめを行い、新たなレッドデータブックを発行することにした。

福岡県レッドデータブック2011・2014刊行後の世界的な動きとして、2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で新たな生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。また、この枠組に対応して、国内では令和5（2023）年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030－ネイチャーポジティブ実現に向けたロードマップ－」が策定され、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」（自

然再興) の実現が大きく掲げられた。

福岡県においては、令和2（2020）年10月に「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」が公布された。本条例では、希少種保護に関する県や事業者、県民等の責務、指定希少野生動植物種の捕獲規制などが定められた。引き続き、同年12月に「希少野生動植物種の保護のための基本方針」が策定された。この方針において、レッドデータブック掲載種と条例についての関係性を示すために、希少野生動植物種とは「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック－」に掲載された種であることが明記された。さらに、本条例に基づき、福岡県レッドデータブック掲載種の中でも特に保護が必要な種20種が「指定希少野生動植物種」に指定され、現在、指定種のうちの3種（キビヒトリシズカ、ムラサキ、コバンムシ）において福岡県が主体となった保護回復事業が行われている。

また、福岡県生物多様性戦略（平成25（2013）年策定）の改訂版として、令和4（2022）年3月に「福岡県生物多様性戦略2022-2026」が策定された。本戦略では「絶滅危惧種の保護・回復に計画的に取り組み、絶滅を回避する」ことを目標の一つに掲げており、希少種の保護対策が強化されている。

レッドデータブック自体は捕獲規制等の法的な効果を伴うものではないが、上述の希少種条例と関係づけることにより、今回改訂した最新版レッドデータブック（以下「福岡県レッドデータブック2024」という。）が希少種の保護およびこれらの種の生息地や希少植物群落の保全、生物多様性の確保、さらには「ネイチャーポジティブ」実現のための基礎資料として、より一層重要なと考えられる。

■ 検討体制

福岡県レッドデータブック2024の作成に当たり、調査計画の作成、調査結果の確認、選定基準の検討、掲載種の確認などを行うため、令和2（2020）年に福岡県希少野生生物保護検討会議（事務局：福岡県環境部自然環境課）を設置した。検討会議は、福岡県に生息・生育する野生生物の分類、分布、生態等に高度な知見を有する専門家11名の委員により構成され（表1）、対象種数が多い植物（植物群落を含む）、魚類・甲殻類等、昆虫類の分野からは2名、哺乳類、鳥類、爬虫類・両生類、貝類の分野からは1名が委嘱された。

この検討会議のもと、検討会議委員を中心に、各分野における情報収集、現地調査、掲載種の選定および評価、原稿執筆などを行うため、令和3（2021）年に7分科会を設置した。各分科会は、対象とする分類群の分類、分布、生態等に知見を有する委員（延べ60名）により構成された（表2）。さらに各分科会において、主に情報収集、現地調査などを担当する調査協力者を選定し、分科会体制を強化した。

なお、クモ形類等については、県内を基盤とする専門家が少ないとから、分科会を設置せずに県事務局が担当し、全国各地の専門家の意見を踏まえながら、調査・評価を行った。

表1 福岡県希少野生生物保護検討会議 委員 ※所属は令和6（2024）年10月時点

氏名	所属	担当分野
矢原 徹一	一般社団法人九州オープンユニバーシティ代表理事・研究部長	検討会議会長
須田 隆一	福岡県保健環境研究所	植物
山口 富美夫	広島大学大学院統合生命科学研究科教授	植物
伊澤 雅子	北九州市立自然史・歴史博物館館長	哺乳類
武石 全慈	元・北九州市立自然史・歴史博物館	鳥類
江頭 幸士郎	北九州市立自然史・歴史博物館	爬虫類・両生類
鬼倉 徳雄	九州大学大学院農学研究院教授	魚類・甲殻類等
小山 彰彦	九州大学大学院農学研究院助教	魚類・甲殻類等
廣渡 俊哉	九州大学大学院農学研究院特任教授	昆虫類
荒谷 邦雄	九州大学大学院比較社会文化研究院教授	昆虫類
松隈 明彦	九州大学名誉教授	貝類

表2 福岡県希少野生生物保護検討会議 分科会委員(50音順)

※所属は令和6(2024)年10月時点

● 植物分科会

氏名	所属
井上 哲也	筑豊博物研究会
猪上 信義	元・福岡県森林林業技術センター
金子 周平	元・福岡県森林林業技術センター
金子 洋平	福岡県保健環境研究所
金光 浩伸	いであ株式会社九州支店
栗原 晓	九州大学大学院農学研究院助教
笹富 広一郎	一般財団法人九州環境管理協会
須田 隆一	福岡県保健環境研究所
田中 敦司	株式会社建設環境研究所九州支社
福原 達人	福岡教育大学教育学部教授
松本 健太郎	アジア航測株式会社
真鍋 徹	北九州市立自然史・歴史博物館
宮脇 博巳	佐賀大学名誉教授／九州大学総合研究博物館専門研究員
矢原 徹一	一般社団法人九州オープンユニバーシティ代表理事・研究部長
山口 富美夫	広島大学大学院統合生命科学研究科教授
山根 明	日本工営株式会社福岡支店

● 哺乳類分科会

氏名	所属
伊澤 雅子	北九州市立自然史・歴史博物館館長
佐々木 浩	筑紫女学園大学現代社会学部現代社会学科教授
中西 希	北九州市立自然史・歴史博物館
馬場 稔	元・北九州市立自然史・歴史博物館
船越 公威	元・鹿児島国際大学
渡部 登	元・西南学院大学

● 鳥類分科会

氏名	所属
石間 妙子	福岡県保健環境研究所
岡部 海都	一般財団法人九州環境管理協会
小野 仁	日本野鳥の会福岡支部
武石 全慈	元・北九州市立自然史・歴史博物館
田代 省二	日本野鳥の会北九州支部
筒井 哲史	日本野鳥の会筑豊支部
中原 亨	北九州市立自然史・歴史博物館
松富士 将和	日本野鳥の会筑後支部

● 爬虫類・両生類分科会

氏名	所属
江頭 幸士郎	北九州市立自然史・歴史博物館
川原 二朗	北九州市立自然史・歴史博物館自然史友の会
菊水 研二	日本郵便株式会社
橋元 浩一	一般財団法人日本蛇族学術研究所

表2(続き)

● 魚類・甲殻類等分科会

氏名	所属
乾 隆帝	福岡工業大学社会環境学部社会環境学科教授
鬼倉 徳雄	九州大学大学院農学研究院教授
小山 彰彦	九州大学大学院農学研究院助教
齋藤 稔	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
中島 淳	福岡県保健環境研究所
日比野 友亮	北九州市立自然史・歴史博物館

● 昆虫類分科会

氏名	所属
青木 卓也	日本トンボ学会
荒谷 邦雄	九州大学大学院比較社会文化研究院教授
今坂 正一	E-アシスト
小川 浩太	九州大学大学院比較社会文化研究院助教
小田切 頸一	九州大学大学院比較社会文化研究院学術研究員
紙谷 聰志	九州大学大学院農学研究院教授
城戸 克弥	久留米昆蟲研究會
國分 謙一	久留米昆蟲研究會
佐々木 公隆	元・九州産業大学付属九州産業高等学校
中島 淳	福岡県保健環境研究所
廣渡 俊哉	九州大学大学院農学研究院特任教授
福田 治	日本鱗翅学会（逝去）
三田 敏治	九州大学大学院農学研究院准教授
屋宜 祐央	九州大学大学院農学研究院助教

● 貝類分科会

氏名	所属
石橋 猛	一般財団法人化学物質評価研究機構
川岸 寛	いであ株式会社国土環境研究所
小宮 春平	環協保全団体わかぜん
酒井 奈美	西日本技術開発株式会社
松隈 明彦	九州大学名誉教授
宮崎 晋介	一般社団法人北九州東労働基準協会

● クモ形類等 調査協力者

クモ形類等については、以下の方々に御教示いただき作成した。ここに厚くお礼申し上げる。

小山彰彦（九州大学大学院農学研究院助教）、鈴木佑弥（徳島県立博物館）、鶴崎展巨（鳥取大学名誉教授）、馬場友希（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構）、廣津敬也（九州大学農学部）

■ カテゴリーと選定基準

(1) 対象分類群と対象範囲

福岡県レッドデータブック2024における対象分類群と対象範囲については、以下のとおりとし、海域に生育・生息する種も対象とした。

- ・植物群落……福岡県内（以下「県内」という。）に分布する植物群落
- ・植物等……県内に生育する維管束植物（種子植物、シダ植物）、蘚苔類、藻類、地衣類および菌類
- ・哺乳類……県内に生息する哺乳類
- ・鳥類……県内に生息する鳥類
- ・爬虫類……県内に生息する爬虫類
- ・両生類……県内に生息する両生類
- ・魚類……県内に生息する魚類
- ・昆虫類……県内に生息する昆虫類
- ・甲殻類等……県内に生息する甲殻類およびその他無脊椎動物（主に水域に生息する無脊椎動物。昆虫類および貝類、クモ形類等を除く）
- ・クモ形類等……県内に生息するクモ形類および多足類等（昆虫類、貝類以外の陸生無脊椎動物）
- ・貝類……県内に生息する貝類（軟体動物）

対象分類群における評価の単位は、種、亜種または変種（以下、包括的に「種」として記す。）とした。評価の単位とする種の学名が記載されていなくとも、明確に特定でき、報告されたものは評価の対象とした。評価対象などの詳細については、分類群ごとに掲載した概論において記した。

(2) レッドリストカテゴリー

福岡県レッドデータブック2024におけるレッドリストカテゴリーは、環境省「レッドリスト作成の手引」（2023）に準拠して区分を設定した。その概念は以下のとおりである。各カテゴリーの後の（ ）は、世界共通で使用されているカテゴリーの省略形である。

- ・絶滅（EX）……福岡県ではすでに絶滅したと考えられる種
- ・野生絶滅（EW）……飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種
- ・絶滅危惧IA類（CR）……深刻な絶滅の危機に瀕している種：現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
- ・絶滅危惧IB類（EN）……絶滅の危機に瀕している種：現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、「絶滅危惧IA類」ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
- ・絶滅危惧II類（VU）……絶滅の危険が増大している種：現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧IA類」または「絶滅危惧IB類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの
- ・準絶滅危惧（NT）……存続基盤が脆弱な種：現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の

変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの

- ・**情報不足 (DD)** ……カテゴリーを判定するための情報が不足している種：現時点での絶滅危険度は確定できないが、今後情報が得られれば「絶滅危惧」等になりうるもの
このカテゴリー区分の概念は、「環境省レッドリスト2020」、およびそのもとになった「IUCNレッドリストカテゴリーと基準3.1版」(2001、改訂2版:2012)に対応しており、福岡県レッドデータブック2011・2014における区分と同様である。

ただし、環境省レッドリスト作成の手引において区分されている「絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)」については、このカテゴリーが全国レベルにおける地域個体群を対象としたものであることから、採用していない。県土という地域レベルの対象範囲においては、全国レベルにおける地域個体群は、上述のカテゴリー区分のいずれかで評価可能と考えられる。

また、植物群落におけるカテゴリーは、以下のとおりである。植物群落については、環境省レッドデータブック・レッドリストにおける評価対象外であるため、「植物群落レッドデータ・ブック」(1989)に準拠した。その詳細については植物群落概論において記す。

- ・**カテゴリーI** ……緊急に対策必要
- ・**カテゴリーII** ……対策必要
- ・**カテゴリーIII** ……破壊の危惧
- ・**カテゴリーIV** ……要注意

(3)選定基準

カテゴリー区分と同様に選定基準についても、環境省レッドリスト作成の手引(2023)の「カテゴリーと判定基準」(表3)を基本として、可能な限り定量的に評価した。この基準は、環境省レッドリスト2020における「定量的要件」を踏襲・整理したもので、本県における適用に当たっては、この表に示された「我が国」を「福岡県」に置き換えるとともに、生息地点数、成熟個体数等についてはその基準を準用した。一方、出現範囲、生息地面積等については、全国レベルでの基準値であるため、分類群によっては独自の基準を設定した。

今回の改訂においては、調査データを充実させて定量的な評価を行うことを基本としたが、分布や生息状況に関する情報が少なく、定量的要件による判定が困難な種については、福岡県レッドデータブック2011・2014と同様に、環境省レッドリスト2020における「定性的要件」による判定基準について準用し、各分科会で検討の上、評価を行った。

各分類群における選定基準の詳細については、それぞれの概論において記しているので参照されたい。

表3 環境省レッドリストカテゴリーと判定基準

カテゴリー	基準
絶滅 Extinct (EX) 我が国ではすでに絶滅したと考えられる種（注1）	過去に我が国に生息（注2）したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。 具体的には、以下のいずれかの事項を満たす場合が想定される。 ①信頼できる調査や記録により、すでに野生で絶滅したことが確認されている。 ②信頼できる複数の調査によっても、生息が確認できなかった。 ③過去50年間前後の間に、信頼できる生息の情報が得られていない。
野生絶滅 Extinct in the Wild (EW) 飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種	過去に我が国に生息したことが確認されており、飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態では存続しているが、我が国において本来の自然の生息地ではすでに絶滅したと考えられる種。 (具体的要件は「絶滅」と同じ)
絶滅危惧IA類 Critically Endangered (CR) 深刻な絶滅の危機に瀕している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なものであって、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。	A. 次のいずれかの形で個体群の減少が見られる場合。 1. 過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期間（注3）を通じて、 90%以上 の減少があったと推定され（注4）、その原因がなくなっており、かつ理解されており、かつ明らかに可逆的である。 2. 過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、 80%以上 の減少があったと推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。 3. 今後10年間もしくは3世代のどちらか長い期間（注5）を通じて、 80%以上 の減少があると予測される。 4. 過去と未来の両方を含む10年間もしくは3世代のどちらか長い期間において 80%以上 の減少があると推定され、その原因がとなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。 B. 出現範囲もしくは生息地面積が次のいずれかまたは両方である場合。 1. 出現範囲が 100km未満 であると推定されるほか、次のうち2つ以上の兆候が見られる場合。 a) 生息地が過度に分断されているか、ただ 1か所 の地点に限定されている。 b) 出現範囲、生息地面積、生息地の質、生息地点数、成熟個体数のいずれかに継続的な減少が推定・予測される。 c) 出現範囲、生息地面積、生息地点数、成熟個体数のいずれかに極度の変動が見られる。 2. 生息地面積が 10km未満 であると推定されるほか、次のうち2つ以上の兆候が見られる場合。 a) 生息地が過度に分断されているか、ただ 1か所 の地点に限定されている。 b) 出現範囲、生息地面積、生息地の質、生息地点数、成熟個体数のいずれかに継続的な減少が推定・予測される。 c) 出現範囲、生息地面積、生息地点数、成熟個体数のいずれかに極度の変動が見られる。 C. 個体群の成熟個体数が 250未満 であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。 1. 3年間もしくは1世代のどちらか長い期間に 25%以上 の継続的な減少が推定される。 2. 成熟個体数の継続的な減少が推定・予測され、かつ次のいずれかに該当する。 a) 個体群構造が次のいずれかに該当。 i) 50以上 の成熟個体を含む下位個体群は存在しない。 ii) 1つの下位個体群中に 90%以上 の成熟個体が属している。 b) 成熟個体数の極度の変動が見られる。 D. 成熟個体数が 50未満 であると推定される個体群である場合。 E. 数量解析により、野生下における10年間、もしくは3世代のどちらか長い期間の絶滅確率が 50%以上 と予測される場合。
	A. 次のいずれかの形で個体群の減少が見られる場合。 1. 過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、 70%以上 の減少があったと推定され、その原因がとなっており、かつ理解されており、かつ明らかに可逆的である。 2. 過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、 50%以上 の減少があったと推定され、その原因がとなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。 3. 今後10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、 50%以上 の減少があると予測される。 4. 過去と未来の両方を含む10年間もしくは3世代のどちらか長い期間において 50%以上 の減少があると推定され、その原因がとなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。 B. 出現範囲もしくは生息地面積が次のいずれかまたは両方である場合。 1. 出現範囲が 5,000km未満 であると推定されるほか、次のうち2つ以上の兆候が見られる場合。 a) 生息地が過度に分断されているか、 5以下 の地点に限定されている。 b) 出現範囲、生息地面積、生息地の質、生息地点数、成熟個体数のいずれかに継続的な減少が推定・予測される。 c) 出現範囲、生息地面積、生息地点数、成熟個体数のいずれかに極度の変動が見られる。 2. 生息地面積が 500km未満 であると推定されるほか、次のうち2つ以上の兆候が見られる場合。 a) 生息地が過度に分断されているか、 5以下 の地点に限定されている。 b) 出現範囲、生息地面積、生息地の質、生息地点数、成熟個体数のいずれかに継続的な減少が推定・予測される。 c) 出現範囲、生息地面積、生息地点数、成熟個体数のいずれかに極度の変動が見られる。 C. 個体群の成熟個体数が 2,500未満 であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。 1. 5年間もしくは2世代のどちらか長い期間に 20%以上 の継続的な減少が推定される。 2. 成熟個体数の継続的な減少が推定・予測され、かつ次のいずれかに該当する。 a) 個体群構造が次のいずれかに該当。 i) 250以上 の成熟個体を含む下位個体群は存在しない。 ii) 1つの下位個体群中に 95%以上 の成熟個体が属している。 b) 成熟個体数の極度の変動が見られる。 D. 成熟個体数が 250未満 であると推定される個体群である場合。 E. 数量解析により、野生下における20年間、もしくは5世代のどちらか長い期間の絶滅確率が 20%以上 と予測される場合。

表3(続き)

カテゴリー	基準
絶滅危惧 Threatened	<p>絶滅危惧II類 Vulnerable (VU)</p> <p>絶滅の危険が増大している種</p> <p>現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧IA類」または「絶滅危惧IB類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの。</p> <p>A. 次のいずれかの形で個体群の減少が見られる場合。 1. 過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、50%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなつており、かつ理解されており、かつ明らかに可逆的である。 2. 過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、30%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなつていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。 3. 今後10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、30%以上の減少があると予測される。 4. 過去と未来の両方を含む10年間もしくは3世代のどちらか長い期間において30%以上の減少があると推定され、その原因がなくなつていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。</p> <p>B. 出現範囲もしくは生息地面積が次のいずれかまたは両方である場合。 1. 出現範囲が20,000km²未満であると推定され、また次のうち2つ以上の兆候が見られる場合。 a) 生息地が過度に分断されているか、10以下の地点に限定されている。 b) 出現範囲、生息地面積、生息地の質、生息地点数、成熟個体数のいずれかに継続的な減少が推定・予測される。 c) 出現範囲、生息地面積、生息地点数、成熟個体数のいずれかに極度の変動が見られる。 2. 生息地面積が2,000km²未満であると推定され、また次のうち2つ以上の兆候が見られる場合。 a) 生息地が過度に分断されているか、10以下の地点に限定されている。 b) 出現範囲、生息地面積、生息地の質、生息地点数、成熟個体数のいずれかに継続的な減少が推定・予測される。 c) 出現範囲、生息地面積、生息地点数、成熟個体数のいずれかに極度の変動が見られる。</p> <p>C. 個体群の成熟個体数が10,000未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。 1. 10年間もしくは3世代のどちらか長い期間に10%以上の継続的な減少が推定される。 2. 成熟個体数の継続的な減少が推定・予測され、かつ次のいずれかに該当する。 a) 個体群構造が次のいずれかに該当。 i) 1,000以上の成熟個体を含む下位個体群は存在しない。 ii) 1つの下位個体群中にすべての成熟個体が属している。 b) 成熟個体数の極度の変動が見られる。</p> <p>D. 個体群が極めて小さく、かつ以下のいずれかに該当する。 1. 成熟個体数が1,000未満と推定される個体群である場合。 2. 個体群の生息地面積あるいは生息地点が極めて限定されている場合（注6）。</p> <p>E. 数量解析により、野生下における100年間の絶滅確率が10%以上と予測される場合。</p>
準絶滅危惧 Near Threatened (NT)	<p>次に該当する種。</p> <p>生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの。具体的には、分布域の一部において、次のいずれかの傾向が顕著であり、今後さらに進行するおそれがあるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①個体数が減少している。 ②生息条件が悪化している。 ③過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている。 ④交雑可能な別種が侵入している。
情報不足 Data Deficient (DD)	<p>次に該当する種。</p> <p>環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧カテゴリーに移行し得る属性（具体的には、次のいずれかの要素）を有しているが、生息状況をはじめとしてカテゴリーを判定するに足る情報が得られていない種。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①どの生息地においても生息密度が低く希少である。 ②生息地が局限されている。 ③生物地理上、孤立した分布特性を有する（分布域がごく限られた固有種等）。 ④生活史の一部または全部で特殊な環境条件を必要としている。

注1 種：動物では種および亜種、植物では種、亜種および変種（一部に品種を含む）を示す。

注2 動物では生息、植物等では生育を示す。

注3 過去10年間もしくは3世代：1世代が短く3世代に要する期間が10年未満のものは年数を、1世代が長く3世代に要する期間が10年を超えるものは世代数を採用する。以下同じ。

注4 以下の(a)～(e)に基づく（ただしA3については(a)を除く）。(a)直接の観察、(b)その種に適用可能な個体数レベルをあらわす示数、(c)出現範囲、生息地面積、または生息地の質のいずれかの減少、(d)実際の、または想定される捕獲採取のレベル、(e)外來種、交雫、病原体、汚染、競合、寄生の影響。以下、基準A1～A4について同じ。

注5 将来の期間については最長100年まで。以下、基準A3、A4、Eについて同じ。

注6 典型的には、生息地面積は20km²以下、生息地点数は5以下であって、それにより、その個体群はある将来の非常に短い期間に人間活動や確率論的なでさごとの影響を受けやすい場合（そのため、非常に短い期間で絶滅危惧IA類（CR）や絶滅（EX）になりうる）。

(4)掲載種のIUCNレッドリストカテゴリー

IUCNによって評価されたカテゴリーについては、福岡県レッドデータブック2011・2014では鳥類のみ掲載していた。今回の改訂に当たっては、今後の保全対策の参考とするため、掲載種全種についてIUCNカテゴリーを記載した。表4にIUCNレッドリストカテゴリーと基準を示す。このカテゴリー区分においては、評価が行われていない種は「未評価(NE)」、絶滅危惧基準の要件を満たしていない種は「低懸念(LC)」として取り扱われ、「カテゴリー外」という概念がない。カテゴリーはIUCNウェブサイト「The IUCN Red List of Threatened Species, ver.2023-1」におけるリスト検索に基づいた。対象とする種の概念や生息範囲などが一致しない、または疑義がある一部の種については、各分科会において検索結果の取り扱いを判断した上でカテゴリーを付与した。

表4 IUCNレッドリストカテゴリーと基準*

カテゴリー	Category	基準の概要
絶滅 (EX)	Extinct	疑いなく最後の1個体が死亡した場合、その分類群は「絶滅」である。既知の、あるいは期待される生息環境において、適切な時期に（時間帯、季節、年）、かつての分布域全域にわたって徹底して行われた調査にもかかわらず、1個体も発見できなかった場合。
野生絶滅 (EW)	Extinct in the Wild	栽培、飼育状態で、あるいは過去の分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ生存している分類群は「野生絶滅」である。既知の、あるいは期待される生息環境において、適切な時期（時間帯、季節、年）に、かつての分布域全域にわたって徹底して行われた調査にもかかわらず、1個体も発見できなかった場合。
深刻な危機 (CR)	Critically Endangered	最善の利用できる証拠が「深刻な危機」の基準(A-E)**のどれかに合致することを示しており、それゆえ野生で極度に高い絶滅のリスクに直面していると考えられる場合。
危機 (EN)	Endangered	最善の利用できる証拠が「危機」の基準(A-E)**のどれかに合致することを示しており、それゆえ野生で非常に高い絶滅のリスクに直面していると考えられる場合。
危急 (VU)	Vulnerable	最善の利用できる証拠が「危急」の基準(A-E)**のどれかに合致することを示しており、それゆえ野生で高い絶滅のリスクに直面していると考えられる場合。
準絶滅危惧 (NT)	Near Threatened	基準に照らして評価したが、「深刻な危機」、「危機」、「危急」のいずれの要件も現段階では満たしていないが、近い将来、これらの絶滅危惧のカテゴリーに合致する、あるいはするらしいと考えられる場合。
低懸念 (LC)	Least Concern	基準に照らして評価したが、「深刻な危機」、「危機」、「危急」、「準絶滅危惧」のいずれの要件も満たしていない場合。分布が広いものや、個体数の多いものはこのカテゴリーに含まれる。
データ不足 (DD)	Data Deficient	十分な情報がないため、分布状況や個体群の状況にもとづいて絶滅のリスクを直接的にも間接的にも評価できないもの。
未評価 (NE)	Not Evaluated	現行の基準に照らして評価が行われたことのないもの。

*IUCN Red List Categories and Criteria, Version 3.1, Second edition. (日本語訳:IUCNレッドリストカテゴリーと基準 3.1 版 改訂2版.
<https://www.iucnredlist.org/ja/resources/categories-and-criteria>) をもとに作成。

**上記文献に記載されているが、項目数が多いので本表では省略した。

(5)危機要因の把握

掲載種の保全や再生を進める上で、その危機要因を把握することが不可欠である。このため、掲載種のうち絶滅危惧種（絶滅危惧IA類（CR）、絶滅危惧IB類（EN）、絶滅危惧II類（VU））について、調査データおよび評価結果をもとにそれぞれの種の危機要因について把握した。危機要因は、表5に示す一覧として整理し、全分類群共通の項目として適用した。

表5 福岡県レッドデータブック2024 危機要因一覧

森林伐採	水質汚濁	踏みつけ	産地局限
湖沼開発	農薬使用	捕食者侵入（種名）	近交化進行
河川開発	大気汚染	シカ增加	
海岸開発		植食者増加（種名）	その他（ ）
湿地開発	気候変動	管理放棄	
草地開発		遷移進行	不明
石灰採掘	園芸採取	植生変化	
土地造成	観賞用捕獲	乾田化	
道路工事	狩猟	自然災害	
ダム建設	薬用採取	外来種侵入（種名）	※（種名）原因種が明らかな場合に記載
ため池改修	その他不法採集	競合種拡大（種名）	
水路改修	乱獲	異種交雑（種名）	※該当する語がない場合は「その他」とし、（ ）内に具体的な内容を記載
	混獲	放流	
		病害虫	

■選定結果

(1)植物等・動物

今回の見直しの結果、福岡県レッドデータブック2024における掲載種（亜種、変種を含む）は、全分類群合計で1,811種となった（表6）。その内訳は、絶滅（EX）67種、野生絶滅（EW）2種、絶滅危惧IA類（CR）347種、絶滅危惧IB類（EN）360種、絶滅危惧II類（VU）376種、準絶滅危惧（NT）400種、情報不足（DD）259種であり、絶滅危惧種（CR、EN、VUの合計）として1,083種が掲載された。福岡県レッドデータブック2011・2014における掲載種数は1,611種であり、今回は、そのうち1,516種が再選定、95種がカテゴリー外として評価された。一方、新規に295種が掲載されたため、掲載種数は、差し引き200種の増加となった。

絶滅67種のうち、ヒメノボタン、ギボウシランなど植物12種、ゲンゴロウ、ダイコクコガネなど昆虫類11種について、今回、新たに絶滅が確認されたものとして掲載された。福岡県レッドデータブック2011・2014では絶滅種は53種で、そのうち9種が今回再発見などにより下位のカテゴリーに移行されたため、絶滅種の種数は、差し引き14種の増加となった。

掲載種数が多い分類群における新規の掲載種は、種子植物ではコバノヒルムシロ、キンセイラン、カワラマンネングサなど60種、シダ植物ではクマイワヘゴなど17種、鳥類ではオバシギ、チゴモズなど37種、魚類ではシラウオ、アイナメなど36種、昆虫類ではニセコウベツブゲンゴロウ、ウスバカマキリ、アキアカネなど62種、甲殻類等ではアナジャコウロコムシ、チスイビルなど29種であった。

掲載種の増加割合が比較的高かった分類群は、藻類（2011：11種→2024：17種、1.55倍）、菌類（2011：6種→2024：24種、4.00倍）、鳥類（2011：90種→2024：119種、1.32倍）、魚類

(2014:82種→2024:109種, 1.33倍) 甲殻類等 (2014:45種→2024:73種, 1.62倍) などであった。いずれの分類群においても、これまで評価のための情報が不足していた対象種について、現地調査や文献などにより分布情報や生息状況などのデータが蓄積され、それに基づき評価が行われたことが主な理由である。また、今回、掲載種数が200種増加したのにもかかわらず、絶滅危惧IA類(CR)の種数が約20種減少した。その主な理由は、種子植物についても定量的データが蓄積され、それに基づく再評価が行われた結果、前回は絶滅危惧IA類(CR)であった種のうち、より下位のカテゴリーに移行されたものが61種あったことによる。

全分類群の絶滅危惧種(1,083種)における危機要因として、最も多かった項目は、産地局限:360種であり、次いで水質汚濁:249種、遷移進行:243種、森林伐採:234種、海岸開発210種の順であった(図1)。産地局限は、種子植物、貝類、昆虫類などの危機要因として比較的上位に挙げられ、自然状態での生息地がもともと局所的で生息個体数も少ない種などが該当した。水質汚濁は、貝類、水生昆虫類、甲殻類などの主要な要因として挙げられており、これらの生物の生息地である水域環境の悪化およびその懸念を反映している。遷移進行は種子植物の主要な要因として挙げられており、遷移進行による二次草原や二次林などの二次的自然の縮小・消失がこれらの植物の存続に大きな影響を与えている。森林伐採、海岸開発などの開発行為に関する危機要因は、河川開発、湿地開発、ため池改修なども含めて、各分類群の生息環境に応じた個別要因として挙げられており、開発行為による生息地の改変・消失は、依然として大きな危機要因となっている。また、今回、シカ増加が107種で挙げられ、種子植物やシダ植物の摂食という直接的影響のほか、昆虫類などの生息環境の悪化という間接的影響も生じていると考えられる。このほか、種子植物では園芸採取が130種で挙げられており、特に園芸的価値の高いラン科植物などの盗掘被害が各地で生じている。

今回、全掲載種について環境省レッドリスト2020における評価結果に加えて、IUCNレッドリストにおける評価結果についても巻末の福岡県レッドリスト2024に記載した。IUCNレッドリストで未評価(NE)とされた種は1,427種あり、全掲載種の79%を占めた。また、低懸念(LC、絶滅危惧基準の要件を満たしていないもの)が284種で全掲載種の16%、評価された種(384種)のうちの74%を占めた。分類群別に見ると、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類の掲載種では、半数以上の種が評価されていた。一方、種子植物、シダ植物、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類、昆虫類、甲殻類等、クモ形類等、貝類では8割以上の種が未評価であった。未評価の種には、日本固有種や日本とその周辺のみに生息する種が多く含まれ、また、評価された種についても分布情報や生息状況が評価者に十分に認識されていないことも考えられるので、IUCNが独自に評価した結果であることに留意が必要である。

表6 福岡県レッドデータブック2024 掲載種数

※()の数値は、福岡県レッドデータブック2011・2014の掲載種数

分類群	カテゴリー								掲載種数 合計
	絶滅 (EX)	野生絶滅 (EW)	絶滅危惧 IA類(CR)	絶滅危惧 IB類(EN)	絶滅危惧 II類(VU)	準絶滅危惧 (NT)	情報不足 (DD)		
植物等	種子植物	36 (30)	1 (2)	196 (231)	164 (114)	94 (94)	49 (39)	22 (19)	562 (529)
	シダ植物	6 (7)	0 (0)	44 (47)	20 (17)	17 (4)	2 (0)	2 (2)	91 (77)
	苔類	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (*2)	5 (4)	6 (7)	2 (2)	15 (15)
	藻類	0 (0)	0 (0)	3 (0)	1 (*3)	2 (4)	4 (3)	7 (1)	17 (11)
	地衣類	1 (1)	0 (0)	3 (0)	1 (*3)	0 (0)	2 (1)	1 (2)	8 (7)
	菌類	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (*0)	2 (0)	7 (1)	15 (5)	24 (6)
植物等小計		43 (38)	1 (2)	246 (278)	188 (*139)	120 (106)	70 (51)	49 (31)	717 (645)
動物	哺乳類	4 (4)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	10 (6)	11 (10)	0 (2)	27 (24)
	鳥類	2 (2)	0 (0)	11 (12)	16 (9)	44 (25)	41 (38)	5 (4)	119 (90)
	爬虫類	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	0 (2)	0 (3)	4 (1)	6 (7)
	両生類	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	5 (5)	5 (4)	0 (0)	12 (11)
	魚類	2 (1)	1 (1)	15 (11)	21 (12)	22 (12)	27 (28)	21 (17)	109 (82)
	昆蟲類	15 (6)	0 (0)	39 (37)	70 (73)	91 (119)	125 (126)	98 (56)	438 (417)
	甲殻類等	0 (0)	0 (0)	5 (5)	8 (7)	11 (5)	26 (18)	23 (10)	73 (45)
	クモ形類等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	7 (5)	6 (6)	14 (12)
貝類		1 (2)	0 (0)	28 (23)	54 (48)	72 (70)	88 (90)	53 (45)	296 (278)
動物小計		24 (15)	1 (1)	101 (90)	172 (152)	256 (245)	330 (322)	210 (141)	1,094 (966)
15分類群合計		67 (53)	2 (3)	347 (368)	360 (*291)	376 (351)	400 (373)	259 (172)	1,811 (1,611)

掲載種数には、亜種、変種を含む。

*苔類、藻類、地衣類、菌類については、RDB2011における絶滅危惧I類(CR+EN)の種数を絶滅危惧IB類(EN)の欄に計上した。

表7 福岡県レッドデータブック2024 掲載植物群落数

※()の数値は、福岡県レッドデータブック2011の掲載群落数

区分	カテゴリー				掲載群落数 合計
	I	II	III	IV	
植物群落	14 (13)	29 (28)	39 (32)	15 (16)	97 (89)

(2)植物群落

福岡県レッドデータブック2024における掲載群落数は、カテゴリーI（緊急に対策必要）14群落、カテゴリーII（対策必要）29群落、カテゴリーIII（破壊の危惧）39群落、カテゴリーIV（要注意）15群落、合計97群落であった（表7）。福岡県レッドデータブック2011における掲載群落数は89群落であり、今回除外された群落はなかったため、8群落の増加となった。新規掲載群落は、森林群落のイチイガシ群落、海岸に生育する草本群落のハマニンニク群落、カワラヨモギ群落などであった。

危機要因の合計数を多い順に挙げると、海岸開発：28群落、遷移進行：27群落、シカ増加：24群落、河川開発：19群落、自然災害：18群落であり、植物群落の主な危機要因として、開発行為による改変・消失、遷移進行による縮小・消失、シカ食害の三つが挙げられた。



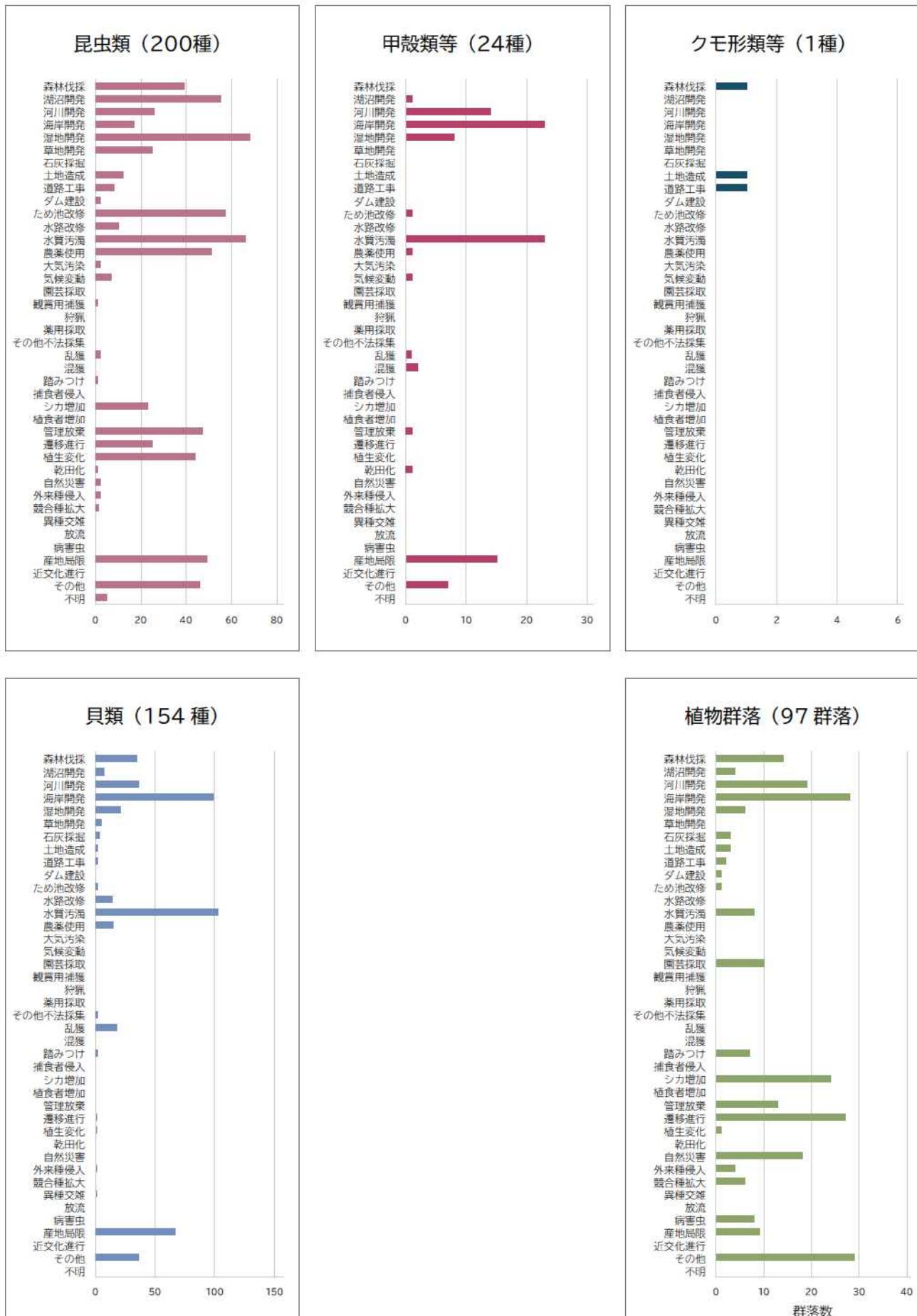
横軸は種数。重複選択のため掲載種数と一致しない。

図1 福岡県レッドデータブック2024 絶滅危惧種 (CR, EN, VU) の危機要因



横軸は種数。重複選択のため掲載種数と一致しない。

図1 福岡県レッドデータブック2024 絶滅危惧種 (CR, EN, VU) の危機要因 (続き)



横軸は種数。重複選択のため掲載種数と一致しない。

図1 福岡県レッドデータブック2024 絶滅危惧種 (CR, EN, VU) の危機要因 (続き)

■ 福岡県の自然環境

(1)概要

福岡県は九州の北東端に位置し、その県土面積は約4,990km²で、国土面積の約1.3%を占めている。北側は筑前海（玄界灘、響灘）、東側は豊前海（周防灘）、南西側は有明海に面しており、西の佐賀県とは東西に延びた背振山地および筑後川が、南東の大分県とは英彦山地および山国川が、南の熊本県とは釧路岳山地および諫訪川（関川）が、それぞれ境界となっている（図2）。

県域は地形的に大きく4つの流域圏に区分され、福智山地（福智山901m）・英彦山地（英彦山1,199m）に挟まれ今川・祓川などを主要な流域とし東側に開けた京都平野、福智山地・英彦山地・三郡山地（三郡山936m）に挟まれ遠賀川などを主要な流域とし北側に開けた筑豊平野、三郡山地・背振山地（背振山1,055m）に挟まれ那珂川・室見川などを主要な流域とし北側に開けた福岡平野、三郡山地・古処山地（古処山860m）・釧路岳山地（釧路岳1,230m）に挟まれ筑後川・矢部川などを主要な流域とし西側に開けた筑後平野という地形的特徴を有している。森林面積は約2,250km²で、人工林の割合が約6割と高い。このうち、英彦山地や釧路岳山地などの自然林、平尾台の草原、豊前地域や北九州市若松区・福津市・古賀市などのため池群、有明海側の農業水路群、筑前海沿岸域の岩礁や砂浜、豊前海・有明海沿岸域の大規模な干潟は、本県を特徴づける重要な自然環境として挙げられる。

福岡県の気候は年間を通すと温暖的要素が強いものの、日本海側に位置する福岡・北九州地方は冬季には大陸からの寒気の影響を受け、日本海側気候区の特徴を示す。筑後平野を中心とする内陸平野部は三方を山に囲まれており、内陸型気候の特徴を示し、筑豊盆地は、気温の日較差や年較差が大きく、盆地特有の気候を示す。降水量は県内全域でおおむね年間1,600mm以上となっており、県境山地では2,400mmに達する場所も知られる。

福岡県は九州最北部で本州と中国大陆の中間に位置することから、その生物相は両地域の要素を併せ持つ独特なものとなっている。大陸に近いという地理的条件により、多くの渡り鳥の越冬地・中継地として重要な役割を果たしている他、過去の氷期における海平面低下時の水系接続の地史を反映して、県東部の生物相は本州・四国の瀬戸内海側の地域と関係が深く、一方で県西部の生物相は朝鮮半島や中国大陆と関係が深い。特に西部では有明海を中心に、シチメンソウやムツゴロウ、ハラグクレチゴガニなどの大陸系遺存種と呼ばれる中国大陆・朝鮮半島と共に通する生物が自然分布することは特筆すべき点である。また、福岡県の固有種・亜種としては魚類のハカタスジシマドジョウ、オンガスジシマドジョウ、貝類のミヤザキムシオイが知られる。この他、当県と周辺地域にのみ分布する固有性の高い種として、藍藻類のスイゼンジノリ、両生類のカスミサンショウウオ、チクシブチサンショウウオ、魚類のセボシタビラ、アリアケスジシマドジョウ、アリアケヒメシラウオ、貝類のキュウシュウササノハガイなどが挙げられる。

(2)重要なハビタット

県域における生物の重要な生育・生息環境（ハビタット）を大きく区分すると、①山地森林、②低地森林、③草原、④河川、⑤湿原・池、⑥水田・水路、⑦河口・干潟、⑧海岸、⑨海域、⑩その他の10の類型を挙げることができる。以下にその概要と生物相の特徴をまとめる。

①山地森林はおおむね標高700～800m以上の夏緑樹林で、県内では標高1,000mをこえる英彦山地や釧路岳山地などにみられる。植物、哺乳類、鳥類、昆虫類、クモ形類等の重要なハビタットである。②低地森林はおおむね標高500m以下の照葉樹林や雑木林で、山地の他に丘陵地や平地、

農地にみられる。植物、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、クモ形類等、貝類などの重要なハビタットである。③草原は県内では平尾台が代表的なもので、一部河川敷などにもみられる。草原性の植物や昆虫類などにとって重要なハビタットである。④河川は県内では筑後川、矢部川、遠賀川を代表として200以上の水系がみられ、魚類を中心に水生の植物、鳥類、両生類、昆虫類、甲殻類等、貝類などの重要なハビタットである。⑤湿原・池は県内では農業用ため池を中心とした二次的な環境が主で、豊前地域や響灘・玄界灘に面した農地や農地の後背の中間地に多くみられる。水生の植物、鳥類、両生類、魚類、昆虫類、甲殻類等などの重要なハビタットである。⑥水田・水路は全県的にみられるが、特に有明海に面した地域の農地にある掘割（クリーク）群は特徴的である。魚類を中心に水生の植物、鳥類、両生類、昆虫類、甲殻類等、貝類などにとって重要なハビタットである。⑦河口・干潟は河川と海の合流部や前浜部にみられ、県域は一般的に干溝差が大きいことから特に干潟がよく発達する傾向にある。鳥類、魚類、甲殻類等、貝類などにとって重要である。⑧海岸は岩礁や砂浜を代表とし、響灘・玄界灘側に多くみられる。植物（藻類）、鳥類、昆虫類、貝類などにとって重要なハビタットである。⑨海域は瀬戸内海（周防灘）、日本海（響灘・玄界灘）、有明海と異なる3つの異なる海域があり、それぞれ異なる特徴をもつ。鳥類、魚類、甲殻類等、貝類、一部の哺乳類にとって重要なハビタットである。⑩その他については石灰岩地帯や洞窟が挙げられ、一部の植物、昆虫類、貝類などにとって重要なハビタットである。

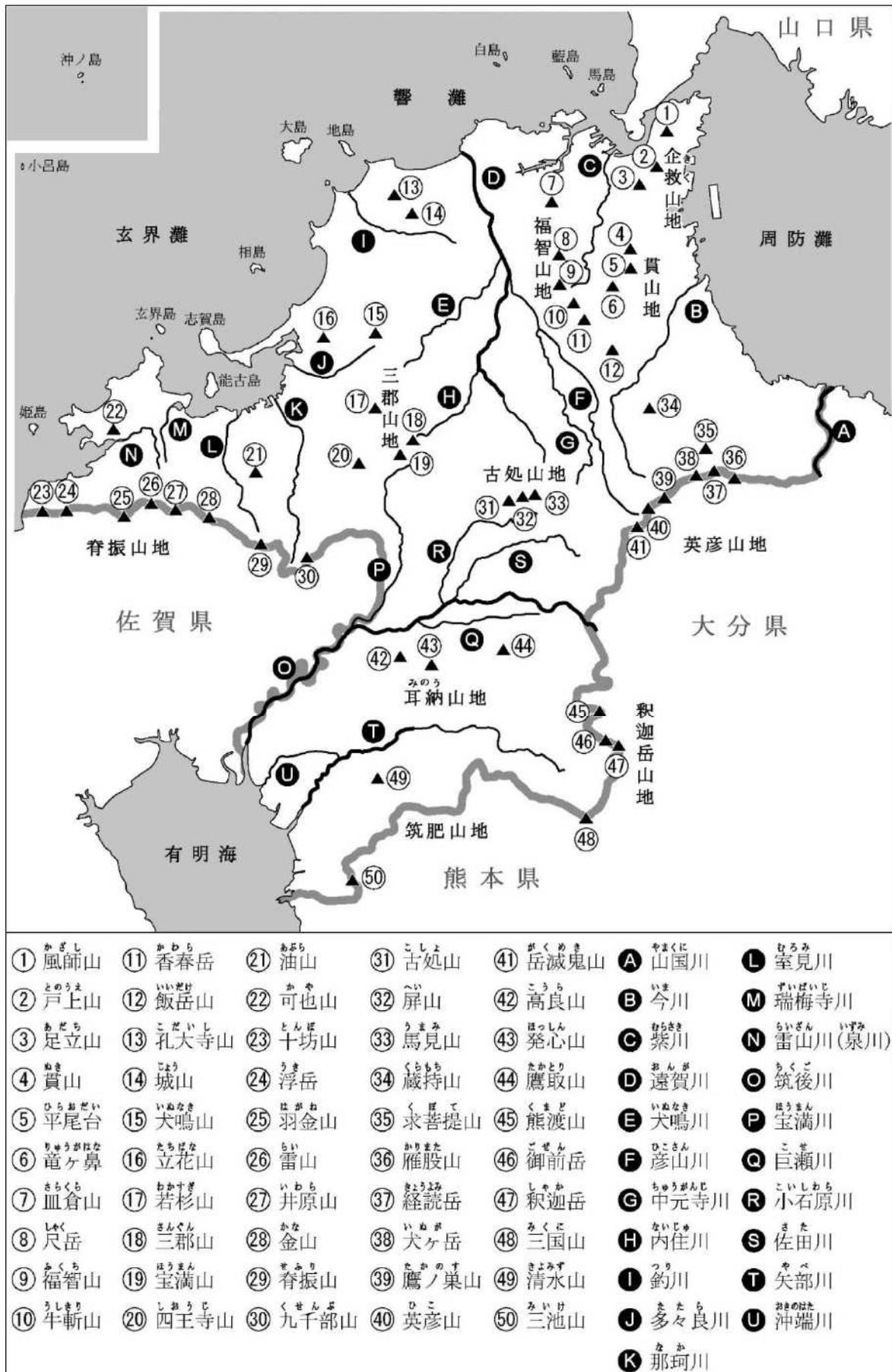


図2 福岡県の主な山と川

■ 参考文献（引用文献）

- 福岡県, 2020. 福岡県希少野生動植物種の保護のための基本方針. <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/125527.pdf>
- 福岡県, 2021. 福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例（令和3年5月1日施行). <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kisyousyu-jyourei.html>
- 福岡県環境部自然環境課, 2001. 福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2001－.
- 福岡県環境部自然環境課, 2011. 福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック2011－植物群落・植物・哺乳類・鳥類－.
- 福岡県環境部自然環境課, 2014. 福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック2014－爬虫類／両生類／魚類／昆虫類／貝類／甲殻類その他／クモ形類等－.
- 福岡県環境部自然環境課, 2022. 福岡県生物多様性戦略2022-2026. <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/159976.pdf>
- International Union for Conservation of Nature and Natural Resources, 2012. IUCN Red List Categories and Criteria, Version 3.1, Second edition. (日本語訳：IUCNレッドリストカテゴリーと基準 3.1 版 改訂 2版 2017年発行. <https://www.iucnredlist.org/ja/resources/categories-and-criteria>)
- International Union for Conservation of Nature and Natural Resources, 2024. The IUCN Red List of Threatened Species. Version 2023-1. <https://www.iucnredlist.org>
- 環境省, 2023. 生物多様性国家戦略2023-2030－ネイチャーポジティブ実現に向けたロードマップ－. <https://www.env.go.jp/content/000124381.pdf>
- 環境省自然環境局, 2020. 環境省レッドリスト2020. <https://www.env.go.jp/content/900515981.pdf>
- 環境省自然環境局, 2020. 環境省レッドリスト2020の公表について. <https://www.env.go.jp/press/107905.html>
- 環境省自然環境局, 2023. 昆明・モントリオール生物多様性枠組（仮訳). https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/treaty/files/kmgbf_ja.pdf
- 環境省自然環境局, 2023. レッドリスト作成の手引（令和5年3月2日改訂版). <https://www.env.go.jp/content/000046425.pdf>
- 環境省自然環境局. レッドリスト・レッドデータブック. <https://www.env.go.jp/nature/kisho/hozon/redlist/index.html>
- 環境省自然環境局生物多様性センター. いきものログ, レッドデータブック及びリスト. <https://ikilog.biodic.go.jp/Rdb/>
- 国際自然保護連合（IUCN）日本委員会. IUCNレッドリスト. <https://www.iucn.jp/program/redlist/>
- 我が国における保護上重要な植物種及び群落に関する研究委員会植物群落分科会, 1989. 植物群落レッドデータ・ブック. 日本自然保護協会・世界自然保護基金日本委員会. アボック社出版局.
- 我が国における保護上重要な植物種及び群落に関する研究委員会種分科会, 1989. 我が国における保護上重要な植物種の現状. 日本自然保護協会・世界自然保護基金日本委員会.

■ 本書の見方

本書では、植物群落、植物等、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、甲殻類等、クモ形類等、貝類の順にそれぞれ「概論」と「各種・各群落の解説」が掲載されている。

「各種・各群落の解説」の各項目の記載内容を以下に示す。

①	翼手目(コウモリ目)ヒナコウモリ科	④	絶滅危惧II類(VU)
②	モリアブラコウモリ	⑤	2011 環境省 絶滅危惧II類
③	<i>Pipistrellus endoi</i> Imaizumi, 1959		
⑥	選定理由 添田町薬師峠で、2023年6月11日にモリアブラコウモリが初めて捕獲され、周辺域で本種の音声が複数録音された。この地域以外では本種の音声は録音されておらず、極めて限られた地域の森林に生息していると考えられる。		
⑦	危機要因 森林伐採、土地造成		
⑧	分布情報 添田町		
⑨	種の概要 前腕長37~49mm、体重5~9gで小型。外見は近縁のアブラコウモリに似る。ねぐらは大径木の樹洞や樹皮下で、比較的自然度の高い森林に生息している。標高1,000m以上の森林で捕獲されることが多い。繁殖生態については不明な点が多い。		
⑩	特記事項 本種は、最近九州（熊本県）で生息が確認され、福岡県で2県目となる。		撮影：船越公威 ⑪

表8 各種・各群落の解説の記載内容

①上位分類群	動物は目名・科名、植物等は原則として科名、植物群落は植生区分／相観区分を記載
②種名	動物・植物等は和名（亞種、変種名を含む）、植物群落は群落名を記載
③学名	動物・植物等は学名を記載
④カテゴリー	福岡県 RDB2024 カテゴリーを表示、7段階（植物群落は4段階）のカテゴリー区分に応じて色分け
⑤選定（評価）状況	福岡県 RDB2011・2014 および環境省 RL2020（植物群落は評価対象外）カテゴリーを表示、掲載されていない場合は「—」で表示
⑥選定理由	選定した理由を総合的に記載
⑦危機要因	危機の要因を表5（16ページ）から選択（複数可）して記載（絶滅危惧種のみ）
⑧分布情報	県内の分布確認地名（市町村名、政令市は区まで）を記載
⑨種の概要	種（亞種、変種を含む）の特徴、生態等を簡潔に記載（絶滅危惧種のみ）、植物群落は群落概要を記載
⑩特記事項	指定希少野生動植物種・天然記念物等の指定状況（絶滅危惧種のみ）、別名、その他特筆すべき事項を記載
⑪写真	「撮影」は撮影者氏名（写真提供者も含む）を記載（※上記①～⑩の解説記載者とは異なる。）

※記載内容に関することは、福岡県環境部自然環境課にお問い合わせください。